

第5回青森地方最低賃金審議会議事録

- 1 日 時 令和5年9月12日（火） 午後3時30分～午後3時46分
- 2 場 所 青森県観光物産館アスパム4階 十和田
- 3 出席者

【委員】	公益委員	石岡委員	森 宏之委員	飛鳥委員	森 理恵委員	
	労働者委員	赤間委員	秋田谷委員	野坂委員	保土澤委員	金 湊委員
	使用者委員	小山田委員	田 中委員	小山内委員		
【事務局】	井嶋青森労働局長	上野労働基準部長	八木澤賃金室長	佐藤室長補佐	中野賃金指導官	

4 開会

(事務局)

ただ今より、第5回青森地方最低賃金審議会を開会いたします。

本日の委員の出欠状況でございますが、中村委員、藤井委員、小野委員が欠席されておりますが、定足定数に達しておりますことをご報告いたします。

本日の審議会の公開に関しましては、傍聴人の希望について公示を行ったところ、申し込みがありませんでした。

それでは以降の議事進行につきましては、石岡会長、よろしくお願いいたします。

(石岡会長)

それでは、早速議事に入りたいと思います。

議題の1、青森県特定産業別最低賃金改正決定の必要性の有無についてでございます。

これまで産業別最低賃金の改正の必要性の有無について検討を行ってきました検討小委員会の報告をもって審議を進めたいと思います。

この検討小委員会の検討経過につきましては、森 委員長代理から報告をお願いいたします。

(森 宏之委員長代理)

それでは、産業別最低賃金検討小委員会の審議経過を報告いたします。

検討小委員会では9月6日と本日の2日間にわたり、4業種について申出人及び参考人からの意見を聴取するとともに、必要性の有無について検討を行いました。

先ほど終わったところでございますが、必要性有りということで結論が得られました。

検討小委員会として検討を行った結果、具体的な金額審議等は今後の各専門部会に委ねることとして、4業種全てについて全会一致で改正決定することを必要と認めるとの結論に至ったところです。

以上です。

(石岡会長)

ありがとうございました。

ただ今の小委員会報告につきまして、何かご質問とかございますか。

(各委員)

なし。

(石岡会長)

よろしいでしょうか。

それからお手元に小委員会報告、これもお配りされていますね？

よろしいですね。ご確認いただければと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは産業別最低賃金改正の必要性の有無について、お諮りをしたいと思います。

ただ今の小委員会報告のとおり、4業種について改正決定の必要性有りということで決定したいと思います、異議、ございませんか。

(各委員)

異議なし。

(石岡会長)

よろしいでしょうかね。異議が無いようですので、小委員会報告のとおり、本審として決定することといたします。

(事務局)

ただ今、答申の案につきまして配付をさせていただきたいと思います。

(石岡会長)

ただ今、事務局から配付いただきましたが、答申文の案についてご確認をお願いいたします。何かご意見はございますでしょうか。

よろしいですね。この答申文の案のとおり答申することといたします。

(事務局)

それでは、ここで答申に移らせていただきます。

石岡会長から井嶋労働局長に対し答申をお願いいたします。

(石岡会長から、答申文を読み上げて、井嶋労働局長へ手交)

令和5年9月12日 青森労働局長 井嶋 俊幸 殿

青森地方最低賃金審議会会長 石岡 隆司

青森県特定産業別最低賃金の改正決定の必要性の有無について

答申

当審議会は、令和5年8月10日付けをもって最低賃金法第21条の規定に基づき、貴職から諮問のあった青森県特定産業別最低賃金の改正決定の必要性の有無について慎重に審議をした結果、下記の青森県特定産業別最低賃金について改正決定をすることを必要と認めるとの結論に達したので、答申する。

以上です。

(事務局)

ありがとうございました。

以上をもちまして答申を終わらせていただきます。

引き続きまして、井嶋労働局長よりお礼のご挨拶を申し上げます。

(労働局長)

産業別最低賃金につきましては、去る8月10日に改正の必要性の有無について諮問させていただきましたが、検討小委員会における4業種それぞれの申出人、参考人の意見聴取等、慎重な審議を経まして、ただ今、改正の必要有りとの答申をいただきました。

委員の皆様方におかれましては、限られた日程の中で御審議を賜りましたことを厚く御礼申し上げます。

この後、金額改正の諮問をさせていただきます。今後は業種ごとに御審議いただくこととなります。

お忙しい中でのご審議になろうかと思っておりますけれども、これまで同様、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、新しい青森県の最低賃金につきましては、去る9月7日に官報公示をされましたので、30日の周知期間により、10月7日に発効するという事になっております。これまでのご審議に対しまして、厚くお礼申し上げますとともに、委員の皆様におかれましても改正最低賃金の周知広報についてご協力をお願い申し上げます。挨拶といたします。

ありがとうございました。

(事務局)

続きまして、井嶋労働局長から産業別最低賃金の金額改正について諮問を行わせていただきます。

(局長が、石岡会長の前方へ移動)

(局長から、石岡会長へ諮問文を読み上げて手交)

(各委員に対し、諮問文の写しを配付)

(労働局長)

青森地方最低賃金審議会会長 石岡 隆司 殿

青森労働局長 井嶋 俊幸

最低賃金の改正決定について諮問

最低賃金法第15条第2項の規定に基づき、下記最低賃金の改正決定について貴会の調査審議をお願いする。

1. 青森県鉄鋼業最低賃金 平成20年青森労働局最低賃金告示第2号
 2. 青森県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金 平成20年青森労働局最低賃金告示第3号
 3. 青森県各種商品小売業最低賃金 平成20年青森労働局最低賃金告示第4号
 4. 青森県自動車小売業最低賃金 平成20年青森労働局最低賃金告示第5号
- よろしく願いいたします。

(石岡会長)

了解いたしました。

(事務局)

この後の議事運営は、引き続いて石岡会長をお願いいたします。

よろしく願いいたします。

(石岡会長)

それでは、ただ今、産業別最低賃金の改正諮問をいただきましたので、本審議会といたしましては最低賃金法第25条第2項に基づく専門部会を設置し、産業別最低賃金の改正審議に入ることとなります。

今後の手続等について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

事務局でございます。今後の手続につきまして説明させていただきます。

業種ごとの専門部会が設置されることになりまして、本日から関係労使の意見聴取及び専門部会委員の公募の推薦を求める公示をいたします。

労働者代表委員、使用者代表委員、それぞれ3名を選出いたします旨、その候補者を推薦していただくこととなります。

専門部会委員の推薦公示期間につきましては、本日から9月21日までとしているところでございます。

委員候補者推薦の公示、意見聴取の公示分を各労使、各団体あて、本日配付することにしております。短期間で誠に本当に申し訳ございませんけれども、委員の推薦方、よろしく願いいたします。

また公益委員におかれましては、先日、内諾書につきましてはメールで通知しており

ますので、追って事務局あて提出をお願いいたします。

続きまして、今後の産別最低賃金審議日程でございますけれども、皆様の机上に日程の方を配付していたと思うんですけれども。これに従いまして、最初が9月29日、鉄鋼業、10月5日が電気機械器具等製造業、10月6日が各種商品小売業、10月10日が自動車小売業につきまして、各々専門部会を開催することとしております。

予備日としまして、10月13日と10月16日を設けております。

会場につきましては、青森合同庁舎4階を予定しております。

(赤間委員)

室長？今日の日程、今日の資料にその日程は付いていない。

付いていますか？付いてないですね。

(事務局)

大変申し訳ございません。ただ今、配付させていただきます。

すいません、事務局の不手際で誠に申し訳ございませんでした。改めまして日程につきましてはお目通しいただければと思います。

先ほど専門部会の日程をご紹介しました上で、次に次回の本審でございますけれども、10月16日、午後1時半から予定しているところでございます。その審議会におきまして、産別最賃改定についての答申をいただきたいと思っておりますのでございます。よろしくをお願いいたします。

本日、配付の資料で、別冊で意見聴取メモにつきまして4業種のを付けさせていただいておりますので、これは検討小委員会で使ったものと同じものでございます。よろしく申し上げます。

産別最低賃金でございますけれども、行政主導による地域別最低賃金の改正と違いまして、関係労使のイニシアティブによって改正される性質のものでございます。日頃から労使間の意思疎通、特に改正申出側である労働者側から使用者側への働きかけに努めていただきまして、円滑な議事運営になりますよう、よろしくをお願いいたします。

事務局からは以上でございます。

(石岡会長)

ただ今の説明に対しまして、何かご質問等はございませんか。

(各委員)

なし。

(石岡会長)

よろしいでしょうか。

それでは、これから専門部会の議論が始まりますので、これまでの議論を踏まえて是

非よろしく願ひいたします。

それから、他に何か皆様の方からございますか。よろしいでしょうかね。

事務局もよろしいですかね。

それでは本日の審議会はこれで終了したいと思います。どうもお疲れ様でした。